

教 務

I 学習面について

1. 履修と修得

- (1) 生徒は、本校の教育課程に定められた各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動（LHR、学校行事）をすべて履修すること。
- (2) 履修が認められるためには、各科目、総合的な探究の時間及び特別活動（LHR、学校行事）の出席時数が標準時数の8割以上であること。
- (3) 修得が認定されるためには、各教科・科目の評定が「2」以上であること。

2. 進級と卒業

- (1) 進級や卒業は、本校の教育課程に定められた各学年におけるすべての教科、科目の単位を修得していることが認定されること。
- (2) 年度末において修得が認定されない場合は、進級又は卒業の認定を保留され、追認試験などで修得が認定されなくてはならない。

3. 評価・評定・仮評定

- (1) 前期・後期の評価は5段階で行い、学年の評定も5段階で行う。

評 価 ・ 評 定	目標達成の程度
5	特に高い程度に達している
4	高い程度に達している
3	おおむね達している
2	達成が不十分である
1	達成が著しく不十分である

- (2) 学習の評価は、観点別評価とする。
- (3) 考査の種類と時期は次のとおりとする。

学 年	前期中間	前期期末	後期中間	後期期末 (学年末)
第1学年	6月	9月	11月	2月
第2学年	6月	9月	11月	2月
第3学年	6月	9月	11月	1月

- (4) 第3学年は、前期中間考査終了後、前期期末考査終了後、後期中間考査終了後に仮評定を行うものとする。

4. 定期考査

- (1) 定期考査は、原則100点満点とし、30点未満は成績不振（赤点）と見なされる。
- (2) 考査1週間前から考査終了まで職員室には入室できない。
- (3) 受験心得は次のとおり。
 - ①試験開始5分前には着席しており、筆記用具など試験開始の準備が整っていること。
 - ②机上には筆記用具のみを置き、筆箱は鞆にしまい、鞆は自分の椅子の下または、教室の後ろのコートかけの下に置くこと。下敷きや膝掛けは使用できない。
 - ③監督者の指示に従い、不正行為をしないこと。試験中に、私語、物の貸し借り、

机の中にノート・プリント類を入れておくなどの不正行為だと誤解される行為は決してしないこと。

- ④トイレ等でやむを得ず席を立つ場合や、体調不良等でどうしても教室で受験できない場合は、監督者に申し出ること。遅刻後の受験は認められるが、不足した考査時間を確保する手立ては原則しない。

(4) 定期考査を欠席する場合は、必ず事前に保護者から本校へ連絡すること。

(5) 追試験の受験の機会が与えられるためには、正当な理由があること。病欠の場合は、病院への通院記録（レシートや薬の袋等）を提出すること。

5. 授業心得

(1) 毎時、授業開始前には着席し、身だしなみを整え、机の上には学習道具以外は鞆にしまい、気持ちを授業に向けること。

(2) 私語や不必要な発言は慎み、板書や傾聴に心掛け、日々50分の授業を大切に受けること。

(3) 室温が暑くなった時に団扇や扇子などを使用したり、寒い時に私服を不必要に着るなど身だしなみが乱れることがないようにすること。

6. 授業の出欠席の取り扱い

(1) 50分授業において70%（35分）以上受講した場合出席となる。

(2) 欠席については次の表のとおりとする。

種 類	内 容	取 り 扱 い
病 欠	通院、体調不良	欠席
事故欠	本人の都合による	欠席
公 欠	部活動・進路受験など	出席
出席停止	停学・伝染病・忌引き・災害により通学困難な場合など	出席

7. 出席停止・忌引きの種類

次に該当する場合は、出席停止・忌引等の日数となり、出席すべき日数から差し引かれる。

(1) 懲戒などの特別指導による停学

(2) 伝染病により医師の診断がある場合

(3) 忌引きの場合はさらに移動を必要とする場合はその日数も忌引きに含める

①父母7日、②祖父母・兄弟姉妹3日、③その他の親族1日、

④法要（父母兄弟姉妹のみ）1日

8. 成績不振者・欠席超過指導

次の場合は保護者召還の上、生徒本人・保護者立会いのもと教務部より状況説明及び指導を行う。

(1) 多数の赤点科目を有した場合や、評定で「1」を有した場合

(2) 授業実施時数における欠課時数が2割を超えている場合

9. 表彰

次の場合、卒業式に表彰を行う。

(1) 皆勤賞

3年間、欠席、遅刻、早退、出席停止・忌引および公欠席を除く欠課がなく、懲戒を受けていない場合

(2) 特別功労賞

部活動・生徒会活動・ボランティア活動等、学校内外で著しく活躍したと認められる場合

附則

この規定は、令和3年4月1日より施行する。